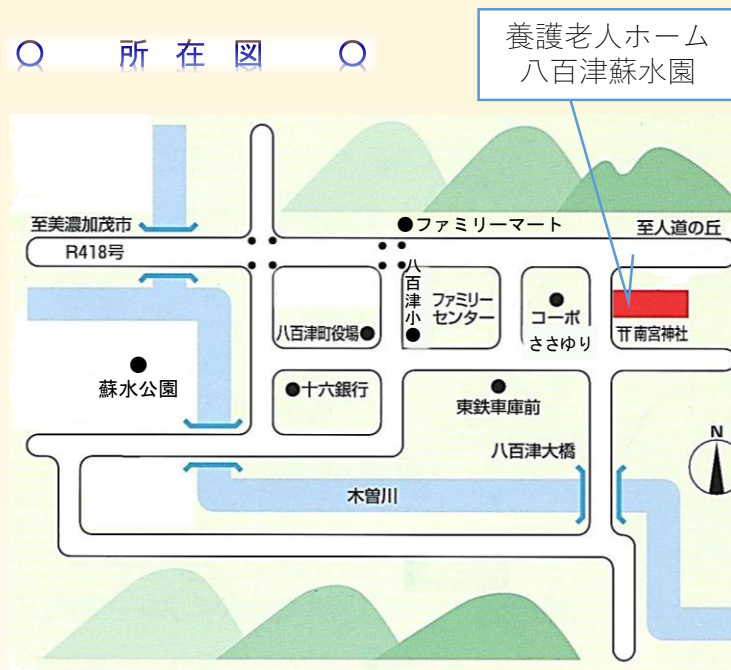


養護老人ホームの職員は、“入所者の自立を支援する”ため「支援員」といいます。
支援方針が異なるため、介護員やヘルパーではありません。

◇ ご注意 ◇
養護老人ホームは、特別養護老人ホームや通所介護、病院や介護老人保健施設とは異なります。



所在図



養護老人ホーム 八百津蘇水園



沿革

昭和31年 5月	生活保護法による養護施設として開所
昭和32年 3月	一部増築
昭和38年 8月	老人福祉法の施行に伴い、福祉施設となる
昭和56年 3月	現在地に新築移転

現在の建物は、鉄筋コンクリート造2階建てで、市街地と木曾川の景勝を一望できる絶景の地、南宮神社北側にあります。機能的な建物を目指し、通風・採光・防火設備、そして特に居室の住み良さに重点を置きました。

平成22年3月には、エレベーターの増設、居室・浴室のリニューアル等を行っており、より快適な施設として現在に至っています。



養護老人ホーム 八百津蘇水園

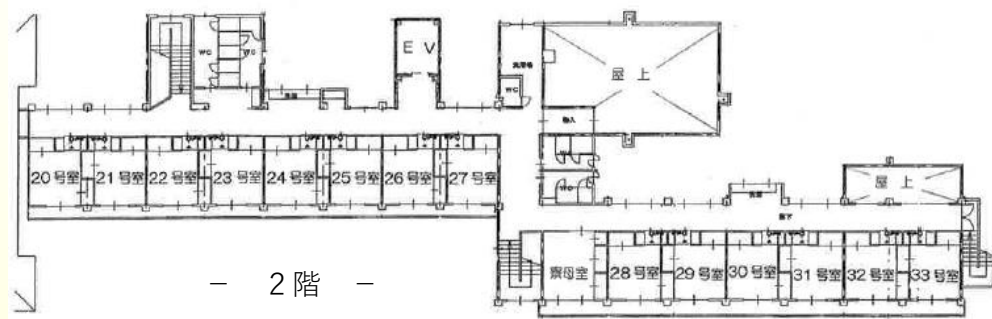
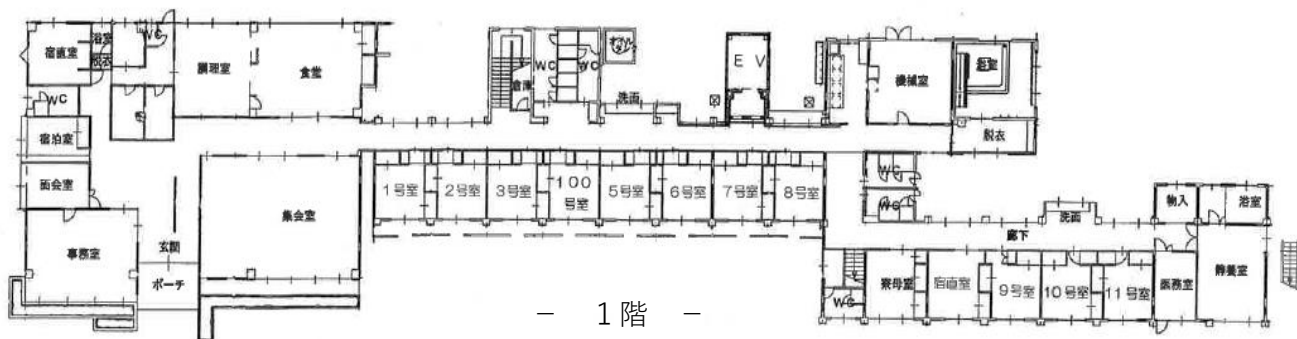
〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町八百津2996番地2

TEL 0574-43-0070 FAX 0574-43-4352



八百津町役場

○ 施設内部のご紹介 ○



集会室

入所者の憩いの場です。室内には、50型液晶テレビを設置しています。また、行事やレクリエーション等を行う場でもあります。



居室

男女別室、原則2名利用で生活していただきます。各居室には、家庭用エアコンが1台ずつ配備されています。



* 1人あたりの使用面積 *

居住空間
約4畳 (約8畳/1室)

収納空間：押し入れ
約1畳×2m程度 (約2畳/1室)



○ 施設概要 ○

名称	養護老人ホーム八百津蘇水園	
設置・運営者	八百津町	
所在地	岐阜県加茂郡 八百津町八百津2996番地2	
構造	鉄筋コンクリート造2階建	
敷地面積	4,022.91㎡	
延床面積	1,585.39㎡	
運動場面積	700.00㎡	
付属建物積	99.12㎡	
工期	着工	昭和55年9月30日
	完成	昭和56年3月25日



食堂

定刻までにこちらへお越しいただき、入所者みなさんそろって食事を摂ります。

食事

栄養・味だけでなく季節感も大切に献立です。施設内で調理し、適温にて提供しています。行事の際は、いつもとは少し違う料理が並びます。



浴場

月曜日と金曜日は、こちらで入浴します。夏季には、希望者のみ水曜日にシャワー浴を実施しています。

運動場 (グラウンド)

春には桜が咲いています。当日や前日までの気候にもよりますが、お花見や運動会といった行事の際には、ここで昼食を摂ることもあります。



やすらぎと夢のある日々を...

当施設は、老人福祉法により「65歳以上の老人で、環境上及び経済上の理由から、居宅において養護を受けることが困難な方」にご利用いただく施設です。
明るく、楽しく、生きがいのある生活を送っていただくことを目的としています。

○ 入所対象となる方 ○

入所するには、原則として自分のことは自分でできる（日常生活が自立している）必要があります。よって、介護度が多少高くても入所できる場合や、たとえ低くても入所できない場合があります。

そのうえで、以下の項目すべてに該当される方が入所の対象者となります。

- (1) 年齢が65歳以上の方 *一部例外あり
- (2) 次の①と②に該当し、③～④のどちらかにあてはまる方
 - ①入院するほどの病気やケガをしておらず、感染症にもかかっていない。
 - ②年金受給額や預貯金が少なく、生活に困っている。
(市町村民税の所得割を払っている方は入所できません。)
 - ③軽い障害や認知症等により、誰かの手伝いがないと生活できないが、世話をしてくれる人が身近にいない。
 - ④現在の住居では環境が悪く、ケガや病気をしてしまいそう。
または、住居がない。
- (3) お住まいの市区町村の役所が「入所が適切である」と認めた方

○ 入所のご相談・お申し込み ○

詳細は各市区町村の役所へお問い合わせください

入所を希望される方は、お住まいの地区を担当する民生委員 または お住まいの市区町村の役所へご相談ください。

お申し込み後、家庭の状況や資産等の調査がなされ、判定委員会において入所可否が決定されます。

なお、入所にあたっては、お住まいの地区を担当する民生委員による意見書と、入所者の責任をお持ちいただく「身元引受人」が必要となります。

また、入所者の収支状況により、一部負担金がかかります。

入所のご相談は 民生委員 または お住まいの市区町村の役所へ
入所可否の最終決定を行うのはお住まいの市区町村です

当施設の職員（支援員）がご自宅へ伺います

蘇水園での生活や環境の説明をしながら、普段の生活ぶりを拝見します

できれば一度、当施設内をご見学ください

どのような施設なのか、内観や空気感だけでも把握していただければ幸いです

体験入所（事前に体験前2週間以内の健康診断書をご提出ください）

当施設での生活が適しているかどうか、じっくりとお考えください

入所可否の正式決定



日帰り遠足：年2回
以下は過去実績

- 初夏 ・東山動植物園
- ・明治村
- 秋 ・犬山城下町
- ・町外店舗



行事

- ・花見会
- ・夏祭り
- ・敬老会
- ・運動会
- ・クリスマス会
- ・餅つき
- ・豆まき
- ・誕生会（毎月）

等



活動

- ・リハビリ
- ・レクリエーション
- ・余暇（創作）活動
- ・塗り絵、落語 ほか
- ・カラオケクラブ
- ・園芸クラブ
- ・音楽療法
- ・絵本の読み聞かせ

等



その他

- ・ホーム喫茶の実施



地域交流

- ・町内の保育園や小中学校による訪問
- ・一部活動の一般開放



○ [日課] 一日の流れ ○

- 6:00 ・起床
- ・洗面 着替え 部屋の掃除・整頓
- 7:30 ・朝食
- ・洗濯 各自の当番仕事
- 8:00 ・廊下掃除
- 9:00 ・体操
- ・月曜日と金曜日は入浴 ← 以外は自由時間
- 9:30 ・外出許可申請受付開始
- 10:00 ・ある場合のみ園行事開催 自由時間
- 12:00 ・昼食
- 13:00 ・月曜日と金曜日は入浴 ← 以外は自由時間
- 14:00 ・クラブ活動 火曜日はホーム喫茶を実施
- 15:00 ・おやつ 火曜日はホーム喫茶で代替
- 16:00 ・外出許可申請受付終了
- 16:30 ・外出終了時間
- 17:30 ・夕食
- ・就寝準備 自由時間
- 21:00 ・消灯・就寝

入所されている方にきてみた

○ 自由時間の自分なりの過ごし方 ○

施設の屋内では…

- ・読書
- ・ナンプレ/クロスワードパズル を解く
- ・クラブ活動に参加
- ・折り紙を折る
- ・塗り絵
- ・手芸 裁縫/編み物
- ・居室や周辺の掃除
- ・入所者同士で談話
- ・テレビ/音楽/ラジオ 鑑賞
- ・知人へ手紙を書く/電話をかける

施設の屋外では…

- ・畑仕事
- ・草取り
- ・散歩

それ以外では…

- ・施設の近隣店舗へお出かけ

入所者製作品 のご紹介



○ お 願 い ○

蘇水園での生活を楽しくするのはあなた自身

蘇水園では、日課や必要最低限の規則があり、それらに従って日々の生活を営んでいただきます。

規則の一部抜粋

- 指定場所以外での喫煙や火の取り扱いはしない
- 飲食物や金銭を誰かに与えることや、誰かから受け取ることとはしない

このほか、

- 当施設が認める特別な事情がないかぎり原則2人部屋
- 日課や天候、身体や金銭の状況に応じて、食事や行動を制限する場合がある

等、いざ蘇水園で生活してみると、なにかと窮屈に感じるかもしれません。

また、蘇水園にはさまざまな事情を抱えた方が入所しています。

一人ひとりで性格や経歴が異なることはもちろん、手足や視聴覚機能が不自由な方、精神疾患や認知症など病を抱えている方など…

そのような方々がお互いを認め合い、足りない部分を助け合って生活する場が、この蘇水園です。

蘇水園では、入所者の方々が“こころ”も“からだ”も健康的な生活をお過ごしいただけるよう努めさせていただきます。

ですが、なにより大切なことは、

ご自身が蘇水園での生活を楽しもうとされるか否か

であることをお忘れにならずにいただければ幸いです。